

京都市告示第 219 号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成21年8月20日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
澤井医院	伏見区日野馬場出町9番地の2	平成21年 7月1日
ゆり歯科医院	中京区堺町通姉小路下る大阪材木町686番地の1の2 京都屋ビル2F・3F	平成21年 7月24日
きらく堂薬局	上京区大黒町449番地の2	平成21年 6月23日
たるみやま薬局	右京区太秦垂箕山町1番地の2	平成21年 6月1日
あゆみ薬局丹波橋店	伏見区京町南8丁目101番地の1 小山ビル1階	平成21年 7月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)